

事 務 連 絡  
平成21年4月30日

各都道府県 障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部障害福祉課

平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL. 3)  
の送付等について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。  
各都道府県等からご照会をいただいているご質問に関して、別紙のとおりとりまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村及び障害福祉サービス関係者等に対しまして、周知していただきますようよろしくお願いいたします。

また、平成21年3月30日付官報（号外第64号）に掲載した障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第159号）において、児童デイサービス費の家庭連携加算の算定回数について記載されておりませんが、当該加算については、平成21年4月の報酬改定により「1月につき2回」から「1月につき4回」算定できることとなっておりますのでご留意下さい。

なお、官報掲載事項の訂正については、後日行うこととしておりますのでご承知おき下さい。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課福祉サービス係 服部  
TEL:03-5253-1111 (内線 3036)  
FAX:03-3591-8914

## 平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 3)

1	共通事項	1
2	訪問系サービス共通	3
3	重度訪問介護	5
4	日中活動系サービス共通	6
5	生活介護	7
6	児童デイサービス	7
7	自立訓練	8
8	施設入所支援	8
9	短期入所	9
10	共同生活介護・共同生活援助	10
11	障害児施設	12
12	その他事項	13

## 2 訪問系サービス共通

### 【特定事業所加算】

#### 問2-1

特定事業所加算における「介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者」とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、資格取得見込者についてその具体的取扱いについて示されたい。

(答)

介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月分の加算の完了から介護福祉士として含めることができる。また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることが可能である。

なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と突合する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。

### 【特定事業所加算】

#### 問2-2

特定事業所加算における「計画的な研修の実施」を行う上での留意事項を示されたい。

(答)

研修計画の策定に当たっては、当該計画の期間については定めていないため、当該従業者の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、従業者ごとに策定することとされているが、この従業者ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての従業者が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

### 【特定事業所加算】

#### 問2-3

居宅介護事業所及び行動援護事業所における特定事業所加算の要件の一つである「利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出に当たり、重度者に頻回に対応しているか否かの実態を踏まえるため、利用回数も勘案して割合を算出することとしているが、具体的な算出方法を示されたい。

(答)

例えば、下表のような居宅介護事業所における利用実態があった場合の「障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出方法は次のとおりとなる。（行動援護事業所においても同様の算出方法となる）

$$36 \text{ 回} / 120 \text{ 回} = 0.3 = 30.0\%$$

※この場合、30%以上であるため要件に適合する。

(例) 居宅介護事業所の利用実態

利用者	障害程度区分	1月	2月	3月	3か月計
A	1	4回	4回	4回	12回
B	2	6回	6回	6回	18回
C	3	8回	8回	8回	24回
D	4	10回	10回	10回	30回
E	5	12回	12回	12回	36回
合計					120回

【緊急時対応加算及び初回加算】

問2-4

緊急時対応加算及び初回加算を算定する場合に、利用者の同意は必要か。

(答)

緊急時対応加算及び初回加算はいずれも、それぞれの要件に合致するサービスを提供した場合に算定されるものである。

したがって、その都度、利用者からの同意を必要とするものではないが、指定基準第9条に基づき、事前にそれぞれの加算の算定要件及び趣旨について、重要事項説明書等により利用者に説明し、同意を得ておく必要がある。

【緊急時対応加算及び初回加算】

問2-5

緊急時対応加算及び初回加算について同時に算定することは可能か。

(答)

同時に算定が可能である。

【緊急時対応加算】

問2-6

緊急時対応加算の算定時における居宅介護等の所要時間の決定について。

(答)

要請内容から想定される、具体的なサービス内容にかかる標準的な時間とする。したがって、要請内容については適切に把握しておくこと。

また、本加算の特性上、要請内容からは想定できない事態の発生も想定されることから、現場の状況をサービス提供責任者に報告した上で、サービス提供責任者が、当初の要請内容からは想定しがたい内容のサービス提供が必要と判断（事後の判断を含む。）した場合は、実際に提供したサービス内容に応じた標準的な時間（現に要した時間ではないことに留意すること。）とすることも可能である。

**【緊急時対応加算】**

問 2-7

ヘルパーの訪問時に利用者の状態が急変した際等の要請に対する緊急対応等について、緊急時対応加算の対象となるか。

(答)

この場合は、緊急時対応加算の対象とはならない。(居宅介護計画等により計画されていたサービスについてのサービス提供時間の延長は当該加算の対象とならない。)

**【初回加算】**

問 2-8

初回加算は過去2か月の間に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できることとされているが、その具体的な取扱いを示されたい。

(答)

初回加算は過去2月に当該事業所からサービス提供を受けていない場合に算定できるが、この場合の「2月」とは暦月(月の初日から月の末日まで)によるものとする。

したがって、例えば、4月15日に利用者からサービス提供を行った場合、初回加算が算定できるのは、同年の2月1日以降に当該事業所からサービス提供を受けていない場合となる。

また、次の点にも留意すること。

- ① 初回加算は同一月内で複数の事業所が算定することも可能であること。
- ② 居宅介護事業所が一体的にサービス提供している重度訪問介護及び行動援護の利用実績は問わないこと。(ただし、過去2月に居宅介護の身体介護の利用実績がある利用者に対して、過去2月利用実績の無かった家事援助をサービス提供したとしても初回加算は算定できない。)

**【特別地域加算】**

問 2-9

月の途中において、転居等により中山間地域に居住地が変わった場合、実際に中山間地域に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは、当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。

(答)

該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。

### 3 重度訪問介護

**【特定事業所加算】**

問 3-1

特定事業所加算における「サービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験」には、日常生活支援事業の実務経験を含めていいのか。

(答)

日常生活支援事業の実務経験を含めて差し支えない。

【特定事業所加算】

問3-2

重度訪問介護事業所における特定事業所加算の要件の一つである「利用者の総数のうち障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出に当たり、重度者に頻回に対応しているか否かの実態を踏まえるため、サービス提供時間数も勘案して割合を算出することとしているが、具体的な算出方法を示されたい。

(答)

例えば、下記表のような重度訪問介護事業所における利用実態があった場合の「障害程度区分5以上である者の占める割合」の算出方法は次のとおりとなる。

$$1,200 \text{ 時間} / 2,250 \text{ 時間} = 0.5333 \dots = 53.3\%$$

※この場合、50%以上であるため要件に適合する。

(例) 重度訪問介護事業所の利用実態

利用者	障害程度区分	1月	2月	3月	3か月計
A	4	100 時間	100 時間	100 時間	300 時間
B	4	120 時間	120 時間	120 時間	360 時間
C	4	130 時間	130 時間	130 時間	390 時間
D	6	400 時間	400 時間	400 時間	1,200 時間
合計					2,250 時間

## 4 日中活動系サービス共通

【医療連携体制加算について】

問4-1

訪問した看護師が、加算算定対象とならないバイタルチェックのみを利用者に対して行い、同じ訪問で別の利用者1人に対して医療行為を行った場合には、当該1人の利用者に対しては、医療連携体制加算（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定することになるのか。

(答)

平成21年4月1日付の平成21年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A (VOL.2)において、「医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算としていことから、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置づけて実施していただき、他の利用者とのサービス内容と分けて実施することとする。

その上で、医療連携体制加算（Ⅰ）は、その事業所に対象者が1人しかおらず、割高な単価とならざるを得ないことを評価したものであり、複数の利用者の場合は（Ⅱ）を算定することとした。この趣旨を踏まえると、このケースでは（Ⅱ）を算定していただきたい。」とお示したところであるが、これは、バイタルチェックの実施についても、本加算の評価対象ではないものの、費用は当然に発生しており、本加算の対象となる看護の提供を受ける利用者バイタルチェックサービスの利用者として全体の費用を按分して負担することが適当である。よって、本加算の対象となる看護を受ける者1人のために看護職員の派遣を受けている状況ではないことから（Ⅱ）を算定することとしたところである。